

令和3年度第2回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年5月12日（水）

令和3年度第2回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和3年5月12日（水）午前10時～午前11時40分まで

2 場所

東大和市役所会議棟第6・7・8会議室

3 出席者

（1）審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

（2）市長

市 長 尾崎 保夫

（3）事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 嶋田課長、吾郷係長、木村主事

（4）説明員

諮問1 市民課 梶川課長、課税課 星野課長、納税課 中野課長、地域振興課 石川課長
諮問2 納税課 中野課長、菅原係長
諮問3 課税課 星野課長
諮問4 保険年金課 岩野課長

4 議題

諮問案件

- （1）市民部各種証明書等の手数料の収納の委託及びオンライン結合について
- （2）電子マネー決済収納代行の委託及びオンライン結合について

- (3) 固定資産税・都市計画税の賦課事務における土地及び家屋の価格通知のオンライン結合による外部提供について
- (4) 医療費通知の交付について

報告案件

- (1) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票
- (3) 補足資料

1 開会

○阿部部長 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、お揃いでございますので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。

○嶋田課長 委員8名中、欠席者はございません。よって会議は成立しております。以上でございます。

2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして、市長よりご挨拶がございます。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、市では、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでいるところでありますが、東京都を含めた国内主要都市においては、緊急事態宣言が延長されるなど、予断を許さない状況が続いております。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に、迅速かつ的確に対応していくことが求められております。市におきましては、既存の事業に加え、事務内容の見直しや新たな事務の実施も求められていると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取り扱いが必要不可欠となってまいります。委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。5月も半ばとなり、気温の高い日が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございます。

3 審議会への諮問

○阿部部長 次に、諮問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行うことといたします。皆様方の机の上に資料を置かせていただいております。諮問書につきましては、そちらをご確認いただければと思います。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取り扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。本日の諮問事項は4件でございます。それでは、この先の会議の進行を会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

4 諮問案件の審議

諮問1

○会長 皆さん改めましてこんにちは。それでは、令和3年度第2回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。まず、諮問1「市民部各種証明書等の手数料の収納の委託及びオンライン結合について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。それでは、説明をお願いいたします。

○梶川課長 本日1点目です。よろしくお願いいたします。4課が関係するものですから、4人の課長で対応させていただきます。私は市民課の梶川と申します。それから納税課長の中野です。

○中野課長 よろしく申し上げます。

○梶川課長 それから課税課長の星野です。

○星野課長 よろしく申し上げます。

○梶川課長 最後に、地域振興課の石川でございます。

○石川課長 石川です。よろしくお願いいたします。

○梶川課長 説明につきましては、市民課長の私、梶川からさせていただきます。説明の開始に当たりまして、まず皆様にご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、資料の差し替えをお願いしたいと存じます。本日事務局から机前にお配りしていただいたと思いますが、当初、本日の諮問のオンライン結合における外部提供という諮問がありましたが、こちらの方の外部提供は行わないということになりましたので、オンライン結合についてということで、諮問書は変わりませんが、表題や中の文言等を修正させていただいたものをお配りしておりますので、本日そちらの説明資料をご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次ご説明させていただきたいと思っております。今回、個人情報を取り扱う事務の委託、それからオンライン結合について条例第10条第2項、それから条例第13条第2項第2号に基づきまして、ご意見をお伺いさせていただくものでございます。市民部4課、市民課、課税課、納税課、地域振興課の4課では、証明書の交付に伴う手数料の扱い、それから税等の収納事務を行っております。昨今の新型コロナウイルス感染症拡大におきまして、市民部4課で、ここで来庁者との接触機会を低減

いたしまして、なおかつ多様な支払い方法をご提供することによりまして、現金管理コストやリスクの低減、それから市民サービスの向上に資するものとして、電子決済が可能なセミセルフレジを購入する予定でございます。電子決済につきましては、収納事務のうち、住民票の写し等の手数料部分についての収納を、電子決済事業者等に委託します。また、当市におきましてセミセルフレジに付属した機械をとおして、クレジットカード等の情報をオンラインによりまして結合するというものでございます。以上のことから、個人情報を取り扱う事務の委託及びオンライン結合につきまして、ご意見を賜りたいと存じております。

まず、1番目の事務の名称と目的でございますが、本日差し替え分の資料、11ページにA3の資料がございます。今回、市民部4課の手数を扱う10個の事務を、この一覧にまとめさせていただいております。それを基にご説明を進めさせていただきます。事務の名称につきましては、項目1番にありますように、住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務。これの他9件、合計10件の事務の名称でございます。それから目的については、一覧表の事務の目的の列に掲げているとおりでございますが、ここについては、変更はございません。対象者の範囲でございますが、一覧表の対象者の範囲のとおりで、ここでは変更はございません。なお、一覧表の右側から3列目、4列目、表頭の部分が網掛けになっておりますが、委託に係る個人情報(対象者)の範囲、及び委託に係る個人情報の項目について、ここをご覧いただきたいと思っております。今回委託に係る対象者としたしましては、一覧表のとおり、証明書等をお取りになった方で、手数料を納入する方、手数料納入者となります。その際の個人情報の項目としましては、2点ございますが、納入者が選択した各種決済手段に係る番号・記号等、及び決済に係る番号・記号等になります。この納入者が選択した各種決済手段に係る番号・記号等は、例えば、クレジットカードで証明書のお支払いをしたいということであれば、そのクレジットカードの番号、これが最初の番号・記号等に当たるものでございます。また、決済に係る番号・記号等につきましては、カード番号を基に照会を行った後、電子決済事業者から返信されます承認番号などがこれに当たります。市の窓口での電子決済利用時、来庁者の方がキャッシュレスで払いたいと言った場合、それから実際、電子決済事業者から収納時にやりとりがありますので、こういった時に、この2つの項目が使われると考えております。しかし、これら2つの項目につきましては、それ自体では、市側で個人を特定することはできない情報でございます。電子決済事業者側で初めて特定が可能となるものでございます。ということで、冒頭に申し上げましたが、最初の外部提供の項目や、表題に外部提供という言葉がありました。最初に市側からお客様のカード番号等が電送される際に、それを外部提供と解釈した場面があったのですが、これ自体個人情報ということで、市側で特定はできませんので、誰の何ということはありませんので、またそれを記録するというのもございませんので、外部提供には当たらないというように解釈したものでございます。

次に、(3)個人情報収納事務届出事項の内容でございます。今回、電子決済が可能なレジスターを導入するに当たりまして、届出の変更を行うものでございます。今、お手元にお開きいただいていると思っておりますが、A3一覧表の11ページの、No.10、地域振興課の、市税等の収納及び証明書の交付業務、こちらをご覧いただきたいと思っております。この届出につきましては、清原市民センターに関するものでございます。清原市民センターは、平成18年4月に開設をいたしまして、当初、市民部市

民課の清水出張所の代替機能を持つこととなりました。その後、様々な組織改正等、変遷を経ましたが、現在も出先機関としての役割を担っていただいているところでございます。こうした中、個人情報取扱事務につきまして、今後の業務継続の適正を図るため、今回、個人情報取扱事務の届出事項として、この審議会に報告をさせていただくものでございます。A3の表の右から5列目に、個人情報の記録項目というものがございます。ここの列の一番下の地域振興課の行に、いろいろな個人情報の記録項目が掲載されておりますが、こちらを改めて審議会で届出事項ということで、ご報告をさせていただくということでございます。

続けさせていただきます。(4) 委託先の内容でございますが、委託先は、電子決済事業者及び電子決済代行業者とさせていただきます。委託期日につきましては、7月1日を予定しております。委託内容につきましては、住民票の写し等の手数料の納付方法につきまして、電子マネー等による電子決済で代理納付の申し出を、事業者から受けまして、委託先の事業者が、手数料を東大和市に代理納付する内容となります。電子決済の導入につきましては、来庁者との非接触化を図り、また多様な支払い方法を提供し、現金管理コスト及びリスクの低減、また市民サービスの向上に資するものということでございます。

次、(5) オンライン結合及びオンライン結合に伴う外部提供の内容でございます。オンラインの相手方でございますが、こちらも同様に電子決済事業者等でございます。目的といたしましては、先ほど委託の内容と同じものでございます。現金管理コスト、それからリスクの低減、それから市民サービスの向上といったものを目的の柱としております。

(6) でございますが、目的外利用・目的外提供の内容でございますが、こちらについては、変更はございません。

最後でございますが、本日差し替えをさせていただいて、机上配布させていただいた補足資料をご覧いただきたいと思っております。最後のページに、事務の流れ、キャッシュレスの流れを、参考図面としてご提示させていただいております。補足資料の5ページ、6ページとなります。いずれもキャッシュレス決済事務の流れ図でございます。5ページは、現金や物の流れ、それから6ページは情報の流れをご説明させていただいております。5ページからご説明させていただきたいと存じます。5ページに、上段と下段に、プリペイド、それからポストペイと、2つの図が載っております。こちらについては、利用者が最初にお金を貯めておくか、後で口座引き落としをするかの違いだけでございます。ここでは、上段のプリペイドでご説明させていただきたいと思っております。

まず左下に利用者がいます。利用者は①のところで、予めチャージしておいたカードを持っているとします。それから利用者は、証明書を取ると仮定いたします。チャージしたカードを使って、②の商品・サービス、これをここでは証明書の交付と置き換えていただいて、右にあります加盟店につきましては、市役所と置き換えていただければと思います。証明書の交付の代金として、利用者が申し出た時点で、電子マネー事業者は予め決められた指定日がございますので、その指定日に代金を市へ振り込みます。これは交通系、あるいはコンビニで使われるカードがございまして、あるいはスマホの決済、こういったものが使われるケースがございまして、かなり、今回市民部でこのレジを導入した場合に、多くを占めるケースであると認識しております。

最後でございますが、また6ページをご覧ください、情報の流れ図でございますが、こちらは2段になっておりますが、上段の、据置型のネットワーク環境についてという部分のご説明をさせていただきます。左下にあります利用者と書かれた黒い絵がございますが、こちらが市で整備する読み取り端末でございます。利用者が証明書の交付代金をキャッシュレスで支払うと申し出た場合に、この端末にカードあるいはスマートフォンをかざしていただきます。それで接続が行われますので、そこから先ほどご説明した、長い名称でございますが、納入者が選択した各種決済手段に係る番号・記号等、クレジットカードの場合にはカード番号が飛びます。インターネット回線を通じて、右上にある電子マネー発行業者のデータセンターに飛んで、照会がかかります。それで残高を含めて個人情報を確認いたします。ですので、市から発信した時点ではまだ個人として市側では特定できていない情報を飛ばすということ。受け取った電子決済事業者の方で初めて、個人情報として完結するというものがございます。確認した結果につきましては、電子マネー発行事業者から、先ほどご説明した決済に係る番号・記号等として、承認番号が返送されるという形になります。

キャッシュレスの流れについて、最後に補足させていただきました。以上、ご説明を申し上げました内容に関しまして、本事務を委託、それからオンライン結合することにつきまして、ご意見を賜りたいと考えております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等ございましたら。

○委員 ありがとうございます。一応確認なのですがすけれども、例えば住民票を取ることと、そのことによってクレジット情報を出す時に、クレジットにまつわる個人情報は会社と個人との契約になっているから、市ではこの情報を外部委託するわけではなくて、という理解で良いですか。

○梶川課長 そうですね。

○委員 市があくまでも住民基本台帳とかの情報を出すことと、このクレジットを使うけれども、その情報と、クレジットにまつわる個人情報は結合していないから外部委託にならないという理解で良いのかというのが確認させてもらいたいのが1つ。あと、今、7月1日から委託開始と聞いたのですがすけれども、利用者がこれを利用できるのが、いつ頃になるのかわかれば教えてください。

○梶川課長 まず1点目の、相手方に飛ぶカード番号と、住民票との記録との関係でございますが、まず市側では証明書として発行する証明書の内容、本来届出してある事項、これのみを記録してあって、これを利用者の方に交付することによってサービス提供するという世界だけでございます。それと、クレジットカードの番号等については、全く別の関係で、それと紐づけというのはありません。そのクレジットカード番号というのは、利用者とその相手方の業者、例えばVISAですとか、そういった会社との個人契約上発生しているものがございます。それを市で用意した端末でやりとりをするというところの部分で、このカード番号というのが関わってきますので、その部分については、外部提供ではありませんけれども、この手数料を代理納付していただくという関係においては、収納の委託に当たりますので、収納の委託ということで、クレジット番号等について、今回ご審議をいただくところでございます。

それから2番目でございます。7月1日に導入ができれば、概ねそれと同じタイミングで、利用者の方にはご利用いただくことができます。ただ、周知期間というものがあるかもしれませんし、それ

から職員側の研修期間もございますので、若干遅れたタイミングで、例えば1か月とかその程度の遅れはあるかと思えます。

○委員 今まで、ペイジーとかを使ってきたと思うのですけれども、それと今回とはまた違う仕組みなのでしょうか。

○中野課長 納税課です。ペイジーにつきましては、納税の、税の収納についてやっておりまして、今回の市民部で行う証明関係の手数料についての決済では、ペイジーを導入しておりませんので、それとは別です。

○会長 ほかに、ございますか。

○委員 すみません、個人情報の質問ではないのですけれども、補足資料11ページの発行業者ですけれども、マイナンバーカードとかは、コンビニでも発行できるものがあると思うのですけれども、このうちどれがコンビニでもできるものなのでしょうか。

○梶川課長 11ページのA3の資料の、記録項目の中でということでしょうか。

○委員 印鑑証明とか、確かできますよね。

○梶川課長 はい、できるものですね。

○委員 はい、そうです。窓口に行かないといけないのか、コンビニでもできるものなのか。

○梶川課長 コンビニで取れる内容をお答えすればよろしいですか。

○委員 そうですね。

○梶川課長 これは住民票、それから印鑑証明、戸籍、課税証明ですね。

○委員 わかりました。

○委員 よろしいですか。2点ほど確認したいのですが。先ほどの11ページについては、地域振興課の市税等の収納及び証明書の交付業務ということで事務の名称があるのですが、今回の部分で言えば、証明書の交付事務だけですよね。今の諮問の話は。次に納税の電子マネーについて、ということ。まずそうだ。この別紙が10項目あるのですが、手数料条例の別表に記載されているのが全てここに盛り込まれて、市民部所管のものはないように思うのです。つまり具体的に言うと戸籍。なぜ戸籍が入らないのかということがちょっとわからなくて、説明資料がそこを外している理由がわからないので、教えていただければと思います。

○梶川課長 まず1点目の地域振興課の分につきましては、証明書の部分ということで、今回、記録項目を挙げさせていただいております。実際のところ、税の収納についてもこのセミセルフレジで現金のやり取りはやりますが、今回の個人情報に関する部分では、審議会に関する部分では、証明書の手数料に係る部分でございます。

それから2点目の戸籍なのですが、戸籍に関しても、収納の委託とオンラインの外部結合について、対象としております。抜けているのか、確認をさせていただければと思います。もし抜けていれば、何らかの形で修正させていただいて、戸籍も入れさせていただきたいと思います。

○委員 ここに書かれているのは、要するに戸籍が抜かれているということで良いのですね。

○梶川課長 1番に入っていないのであれば抜けていると思います。

○委員 これを見る限りは、対象の範囲が住民基本台帳に記載されるものですよ。

○梶川課長 はい。

○委員 戸籍謄本に載っているものではないと考えるのですけれども、そこが、なんで窓口に行った時に、除票と要するに戸籍の除籍謄本を取るケースが、例えば相続人などがあるので、それをプリペイドカードか何かでしたいという時に、戸籍はだめで、住民票は良いですよとなった時に、これはかなりトラブルだなと思って、この項目に、一覧表に入っていなかったもので、どうしてなのだろうと思ったのです。

○梶川課長 大変申し訳ございません。まず、入ってないかどうか、確認をさせていただきます。ここでの答えとしては、戸籍の証明に関するものについても、キャッシュレスの対象とさせていただきますので、そういったところでご審議を賜ればと思います。

○委員 わかりました。手数料条例は、身分に関する証明がわざわざ4番に入っているのです、それで手数料条例については、戸籍等に関するものの区分の中に、No.9で身分の証明に関する事務というのが出てくるので、それ以上は、戸籍謄本あるいは税務事項云々という形なので、そこが疑問点でした。すみません、確認をしていただいて、今回の7月からについては、当然戸籍の交付の関係も入ることですね。

○梶川課長 入ります。

○委員 わかりました。すみませんでした。

○会長 ほか、ございますでしょうか。すみません、私のほうから。今のに関連してなのですが、市民部以外の手数料というのもあるとは思いますが、それは対象にはならないということですか。どんな手数料があるのかわからないのですけれども。それが1点と、あと確認なのですが、通常我々がコンビニでカードを使って支払うのもそうなのですが、誰のカードを使っても、これは、支払いは可能であると。従ってこの本人確認というものはここには存在しなくて、あくまでも支払い方法のみについて、今回諮問しているということで、特にここで本人確認というものは存在してこないという考え方で良いということの確認。それから後、先ほどコンビニでの交付の関係があったのですが、これはマイナンバーカードで本人確認をするようになっているのですが、そちらはコンビニに支払うわけだから、その支払い方法については、市は全く関知しないという考え方で、今まで、コンビニから市のほうへ手数料が入ってくるときにどんな形で入ってくるのかわからないのですが、直接コンビニに支払う方法というのは、市は関知していないという考え方で良いですか。この3点だけ。

○梶川課長 1点目の市民部以外の波及なのですが、今回につきましては、市民部だけで、レジの購入については、市民課に1台、それから課税課、納税課に1台、それから市民センターに1台、合計3台のセルフレジの導入を実現することができましたので、現在のところ市民部以外の手数料について、同様のレジスターを活用して、キャッシュレスを行うという動きは掴んではおりません。今後、また他の部でも、そういったことを検討されることがあるかもしれませんが、より多くの、市民部で年間レジを購入される方は10万件おります。10万件もあるのは、やはり市民部が1番かなと思います。なので、まずは市民部から、特に市民課も多いのですが、市民部から始めたいということでございます。

それから2点目でございます。実際の本人確認等のキャッシュカードの真偽性でございますが、何

らかの証明をお取りいただく場合には、当然、その証明書の交付段階においては、必ず本人確認、あるいは委任状であれば、その委任状との関連性はチェックをいたします。そのあとキャッシュレスで支払いたいと申し出た場合に、そのキャッシュカード等がどなたのものなのかということまでは確認はいたしません。あくまでもそのカードの情報に基づいて、電子決済事業者とのやり取りが生じて、確認が取れば、そこで代理納付して後で納めていただくというところでございます。

○中野課長 3点目、納税課からお答えさせていただきます。コンビニの収納に関しましては、コンビニは全て収納代理の業者という形で位置づけられますので、会計事務規則の中でも実地の検査等も行われるような対象の店舗という形になりますので、金額の入りについては、そういった形で市のほうで管理をさせていただく形になります。以上でございます。

○会長 手数料も。

○星野課長 補足をさせていただきます。今回のセミセルフレジとコンビニの違いなのですが、コンビニにつきましては、必要な方がコンビニに行かれます。私、課税課の星野です。課税証明が欲しいと言った場合は、コンビニで課税証明の申請をします。その情報が市に飛んで行って、市から個人情報を発信することになります。であるので、コンビニについては保有個人情報の外部提供にあたるかと思えます。でも今回のセミセルフレジにつきましては、証明書自体は課税の窓口で、紙で渡すことになります。ただ、お金の支払いを従来は200円とか、300円、お金で払っていたのをキャッシュカードで払うという位置付けになってきます。キャッシュカードで払って、それがいわゆるクレジットカード会社に飛ぶのですけれども、それはカード番号だけであって、数字の羅列だと思っています。個人情報を発信はしていないと考えます。ただし、クレジット会社が、その数字の羅列とクレジット会社が持っている情報を組み合わせます。星野が東大和市で300円払いましたよというところで、初めて個人情報と結びつく関係になりますことから、今回、保有個人情報の委託という話で、委託の諮問書を付けさせていただいている状況になっております。ただし、市からの情報として飛ぶのは、東大和市のシステムには全く結合していない、ただのクレジット会社との契約の情報ですので、市の保有個人情報は一切出さない。しかも、個人の方が自分の選択においてクレジットカード払いです、PayPay払いですという、その機械を通して、数字が飛ぶだけであるので、今回は保有個人情報のオンライン結合には当たらない。ただしコンビニについては、市から証明が飛んでくる形になるので、保有個人情報の提供という形の違いがあるところはございます。以上でございます。

○会長 よくわかりました。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。これはもうほかの市はみんなやっていて、東大和市は遅いほうではないですか。

○梶川課長 いえ、早いほうだと思います。確か一時期調査された時点では、先行しているのは、2市、キャッシュレスについては、2市やっていると把握はしております。

○会長 小平など10年以上前からやっています。こういったものも、キャッシュレスはこれからどんどん進めていく必要があるのかなと思っています。ほかは何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問1「市民部各種証明書等の手数料の収納の委託及びオンライン結合について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

諮問2

○会長 次に諮問2「電子マネー決済収納代行の委託及びオンライン結合について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。

○中野課長 引き続き納税課のほうから諮問2についてご説明させていただきたいと思います。案件でございますが、「電子マネー決済収納代行の委託及びオンライン結合について」でございます。今回、個人情報を取り扱う事務の委託及びオンライン結合について、条例第10条第2項及び条例第13条第2項第2号に基づき、意見を伺うものでございます。補足資料をご覧になりながら、ご説明を聞いていただければと思います。

今回、納税課で、納税者の人との非接触による納税方法の拡充及び納税者の利便性の向上を図るため、国民健康保険税を含む市税等の徴収事務について、電子マネーを使った税金の収納の導入・収納業務の委託を予定しております。現在、コンビニエンスストア及びモバイルレジ、こちらモバイルレジアプリをダウンロードしまして、税金の納付書のバーコードを読み取って、インターネットバンキングを利用して、納付の手続きを行うサービスでございますが、現在、そういったものの収納業務を委託しているところです。既存で運用している内容に、電子マネー決済の導入及び収納業務の委託を加えるということが、今回、ご意見を伺うものでございます。

事務の概要についてでございますが、電子マネー決済でございます。電子マネー決済とは、スマートフォン・携帯電話等により、各電子マネーアプリを活用する決済方法でございます。新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、納税者の非接触による納税方法の拡充や納税者の利便性の向上を図ることが目的としています。納税者が電子マネーを使い納付した税金について、収納業務を委託するというところでございます。また、市へ収納情報データの作成・提供、入金及び収納金の取りまとめ及び当市への振り込みを委託業者から受けるといった内容になっております。

委託先でございますが、株式会社NTTデータを予定しております。委託期日につきましては、令和4年1月4日から予定をしております。基本的な考え方としましては、令和4年度の賦課分を対象として考えておりますけれども、今回、1月4日といたしましたのは、試行期間を設定したいと考えておりますので、1月4日という目標を設定させていただきました。委託内容につきましては、委託期日より委託実施予定の電子マネー決済を新たな収納チャンネルとして加えて、納税者が納付した税金の収納代行及び収納情報データの作成等を委託するものでございます。株式会社NTTデータが提供している電子マネー決済サービスについては、PayPay・LINEPayが現在のところ対応しているところですので、今後、同社の対応環境が整い次第、電子マネーの種類が拡充するといった考えでございます。

オンライン結合についてでございます。電子マネー決済による収納の場合、収入済通知書、いわゆる納入済通知書に代わって、収納情報データを取得するといったことが出てきますので、それをオン

ラインで結合する必要がございます。オンライン結合の相手方としては、委託先の NTT データでございます。オンライン結合は、委託業者から情報提供を受けるのみでございます。市からの外部提供は行いません。市は、委託業者から 1 つ目に各税目の所有者コード、2 つ目に各税目の通知書番号、3 つ目に各税の期別ごとの納税額、4 つ目に軽自動車税の種別割の標識番号を収集し、税金の充当作業に用いるものでございます。

補足資料の 10 ページをご覧くださいと思います。こちら只今説明した内容を図示したものでございますが、国民健康保険税を含む市税の徴収事務の電子マネーによる収納ということでございます。開始時期につきましては、こちら令和 3 年となっておりますが、4 年が正しいので、訂正をお願いできればと思います。申し訳ございません。令和 4 年 1 月 4 日からということです。導入税目につきましては、市・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）ということでございます。種類につきましては PayPay、LINE Pay でございます。納税の流れということでイラストを描いておりますが、PayPay、LINE Pay ということで、いずれも共通いたしまして言えることがアプリを起動しまして、納付書に印字されているバーコード情報をカメラ等で読み取っていただき、支払い手続きを行うといった内容になっています。5 番の収納の流れ、こちらが今回、保護審に諮問の対象になっているものでございます。収納代行業者より、暗号化された収納データが LGWAN 端末を通して提供されることとなります。LGWAN 端末に届いたデータを、フロッピーディスクに取り込み、納税者との収納情報のデータの紐づけの作業ということで行う形となります。基幹系の e-SUITE 端末にデータを移行し消込作業を行うものでございます。市役所と収納委託業者との間では、データは暗号化されておりますので、氏名等の個人を特定することはありません。電子マネー収納を実施している近隣市の状況でございますが、八王子市、青梅市、町田市、小平市、東村山市、狛江市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市ということで、現在のところ 10 市が実施をしている内容となっております。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員 確認です。今の説明の 11 ページの中で、基幹系システムに取り込む前の保存媒体がフロッピーディスクというの。まだフロッピーなの。

○中野課長 やはりまだフロッピーです。

○委員 わかりました。ハードディスクにはなんないのかなと思ったのですけど。

○中野課長 容量的にはまだフロッピーに保存できる容量です。

○委員 その位だからということで。もうフロッピーなんか作ってないのではないのという冗談です。フロッピーそのものが、かなり信用ができない部分の媒体になっているもので、それは例えば CD-ROM とか、DVD-ROM とかというのが、今はもう一般的なのかなと思って聞きました。

○中野課長 今、現在、コンビニ納付でやっているのは、クレジット納付というのが NTT データのシステムを使っているの、そこに新たに今回電子マネー加えていくという形なのですけど、そのシステム自体がまだフロッピーを使っているということで、基幹系のリプレースに合わせてそういったところは、USB 媒体とかになって来るのかなと想定しています。以上でございます。

○委員 ディスクもそうだし、装置ももうと思ったものですから、今時こういうのがあるのだと思って。

○中野課長 やはりまずセキュリティ上、直接つなぐということが、東大和市はできませんので。

○委員 ありがとうございます。

○会長 私からすみません。何点かお伺いします。直接個人情報とは関係ないことかともしれないのですが、クレジット払いも同様だと思うのですが、例えば繰越分滞納金とか納付期限が経過したものを、そういったものがどの程度まで扱えるのかというのと、あと延滞金の関係です。延滞金は、これは当然自分で計算して納めるということはないと思うのですが、もし発生していた場合の取り扱い。それから分納というのも考えられると思うのですが、そういったものも対応できるのか。これは納付書を納税課から出せばできるのかどうかわからないのですが、あとは保育料とか、ほかの上下水道使用料かな、ほかの物というのもの、これには対応、ここに「等」と書いてあるので、納税課だけの対応なのか、他の物にも対応するのかについて。以上です。

○中野課長 それでは1つ目です。納付書につきましては、適応時期としましては、新たな納付書が出るまで、その納付書が使えるということなので、新たに年度で発信をしますので、その間までは機械でも読み取れるという形になります。新しい納付書が5月、6月に出ますと、もう使えなくなってしまう、自動的に読み取りができなくなってくるという形になります。

○会長 そうすると過去のものはいえなくなる。

○中野課長 そうですね。その後先ほど言っていた滞納分とか、分納という形でのお話で、納付書で払いたいということになれば、新たにその形で納付書を発行しますので、それは読み取ることができます。届けたものを使うのは、その1年間の有効期限の中でやっていくような形になります。延滞金につきましては、年に1回まとめて請求をさせていただくという形になりますので、こちらは基本的には窓口でのお支払いという形に延滞金はなっていくと思います。その他の料金につきましては、現在のところ、国保税も市税ということで、こちら市税等という表現をさせていただいていますが、保育料等の部分についての料金については、対応していないというのが現状でございます。以上でございます。

○会長 わかりました。そうすると現年分までを対象ということと。

○中野課長 納付書を新たに作ってやれば分納であり、延滞の滞納金についても対応はできます。

○会長 ほか、先ほど税以外の部分については、今後検討されるという考え方なのか。これは別に関係ないので、答えなくて結構です。わかりました。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「電子マネー決済収納代行の委託及びオンライン結合について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

諮問3

○会長 次に、諮問3「固定資産税・都市計画税の賦課事務における土地及び家屋の価格通知のオン

ライン結合による外部提供について」を審議いたします。担当課の説明をお願いします。

○星野課長 改めまして、よろしく申し上げます。課税課長の星野です。それでは、説明を私からさせていただきます。保護審議会の資料といたしましては、23ページになります。補足資料につきましては、13ページ以降となりますので、お開きになってご用意していただければと思います。諮問3「固定資産税・都市計画税の賦課事務における土地及び家屋の価格通知のオンライン結合による外部提供について」です。こちらに、今回の諮問につきましては、事務の変更の報告とオンライン結合による外部提供の諮問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

諮問の理由でございます。法務省のシステム改変に伴い、総合行政ネットワーク LGWAN 及び政府共通ネットワークを通じたオンライン結合による受渡しが可能となったことです。確実にかつ効率的に価格の通知を行うために、東京法務局を相手方として、オンライン結合による外部提供を行いたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、25ページになります。こちらはこの諮問に係る事務の届け出となっております。こちらの内容につきましては、基本的には届出の変更はございません。15の備考のところの(5)のところに、文言を追加させていただいているところがございます。

それでは、27ページをお開きいただきたいと思っております。こちらが今回の諮問書となっております。保有個人情報を扱う電子計算組織を実施機関以外のものと電子計算組織と情報伝達システムを結合した上、保有個人情報の外部提供を行うものでございます。実施機関としては、課税課が法務局とオンライン結合により、情報提供を行うものとなっております。オンライン結合又はオンライン外部提供の目的でございます。こちらは、地方税法422条の3の規定に基づく価格の通知を行うためとなっております。こちらにつきましては、お手数ですがこの補足資料の15ページをお開きいただきたいと思っております。こちらが地方税法第422条3の説明となっております。簡単に説明させていただきますと、市町村長は、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を所管する登記所に通知しなければならないという規定がございます。こちらの規定に基づき情報提供するものとなっております。ただし、こちらのものにつきましては、オンライン結合の是非が書いておりませんことから、この諮問によりオンライン結合により通知をさせていただきたいと考えているところでございます。

審議会の諮問書にお戻りいただきまして、3番のオンライン結合又はオンライン外部提供をすることの必要性、適切である理由でございます。先ほど申し上げましたとおり、地方税法422条3の規定に基づく価格の通知については、これまで紙媒体で行ってきたところでございます。令和2年1月の法務省のシステム改修に伴い、LGWAN 及び政府共通ネットワークを通じたオンラインによる受渡しが可能となったことです。このことから、確実にかつ効率的に価格の通知を行うためにオンライン結合による外部提供を行うものでございます。なお、この外部提供につきましては、この審議会の諮問が承諾いただきましたら、オンライン結合させて情報提供させていただくのですけれども、当面の間は、オンライン結合による情報提供と紙による情報提供を行わせていただきたいと思います。その後、この法務局から紙媒体での提出ができなくなる流れになっておりまして、オンライン結合に

よる情報提供の一本化の流れというところで、国からは話が来ているところでございます。4のオンライン結合又はオンライン外部提供に係る個人情報を取り扱う事務の名称でございます。こちらは先ほど、事務の届出の変更がないとございました固定資産税・都市計画税の賦課事務の届出に基づく個人情報を提供させていただきます。外部提供ができる根拠でございますが、法律の規定はあるのですが、オンライン提供に関しましては、先ほど申しあげたとおり規定がありませんことから、本諮問に基づきましてオンライン結合による外部提供を行わせていただきたいと思いますと考えております。オンライン外部提供に係る保有個人情報の項目及び範囲でございますが、記載のとおりの内容となっております。

こちらの補足資料の説明をさせていただきたいと思っております。補足のほうの13ページをお開きいただきたいと思います。説明内容でございます。こちらは、先ほど申しあげましたとおりオンライン結合による外部提供で、個人情報保護条例13条2項2号に基づき、意見を伺うものでございます。先ほど申しあげたとおり、届出の変更はございません。(1)のオンライン結合又はオンライン結合による外部提供の内容でございます。こちら先ほど説明したとおりでございます。その下の図を見ていただきたいと思います。こちらが法務局と東大和市をデータで繋いだものでございます。実際におきましては、課税課と登記所を繋ぐものとなっております。下の太枠が保有個人情報のオンラインによる外部提供となっているところでございますが、課税課からまずLGWANを通しまして、先に政府共通ネットワークを通しまして、専用サーバにデータが行くこととなります。そこに登記所からダウンロードをする形となっております。また、登記所から課税庁につきましても、登記の通知をこの専用サーバにアップロードしまして、東大和市でダウンロードする形となっております。

それでは14ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、届出の内容を記載させていただいているものでございます。内容については、先ほど申しあげたとおりなのですが、補足といたしまして、(4)は、届出書では委託ありというだけになっているので、若干説明させていただくと、(4)の委託先については、朝日航洋株式会社に委託を行っておりまして、こちらは、1月1日現在に航空写真を撮っているのですが、その航空写真と課税情報を紐づけたものを委託により作っていただいています。航空写真から家をクリックしますと、その方の家屋の状況とか、土地の状況とかが見えるようなシステムについて委託をしているところでございます。(5)の目的外利用・外部提供の内容でございます。こちらにつきましても、法務局に課税の資料を渡しているところがございませぬけれども、それ以外にも所有者不明の土地につきましても、いろいろな各市から調査が来た時には、回答させていただいたりしているものがございます。資料15ページについては、先ほど説明したとおりとなっております。

続きまして、資料16ページでございます。登記済通知のオンライン化等についてというところでございますが、こちらは国の説明会資料の抜粋をさせていただいたものでございます。四角枠のところでございますが、1つ目の丸として、登記所から市町村への登記済通知等及び市町村から登記所への価格の通知については、従来、紙媒体もしくはUSBによる受渡しが行われていたところでございますが、東大和市におきましてはUSBは行っておらず、紙媒体での受渡しを行ってまいりました。今後LGWAN接続した端末により、登記所から通知をされる利用者ID及びパスワードを

用いてログインすることで受渡しをすることとなっております。こちらにつきましても、従来からは紙で渡したものがオンラインになる形になっておりますが、アップロードを右側の図ですけれども、先ほど市側からの情報提供について、ご説明をさせていただいたのですけれども、上のほうから、登記所から課税課にも情報が来ることになっておりまして、不動産関係について課税する場合には、土地の登記の名義人に対して課税することとなります。ですので、登記所にある登記の名義人ですとか、土地の広さですとか、そういったものを登記所からうちのほうに持ってきまして登録することによって、課税を行っているところがございます。ですので、登記所と市役所については、情報の受渡しを常に行うこととなっていることから、今後、それを効率的かつ正確に行うために、オンライン結合による外部提供を行っていくものでございます。説明は以上となります。今回の諮問につきましては、オンライン結合による外部提供となっているところでございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。私から先に単純なことなのですが、法務局ではこの価格を統一されたものを何に使用するかというのを聞きたいのと、あとこれ未登記家屋なんかも対象になるのかわからないのですが、これキーは何になるのか。土地だと地番になるのかな。それから家屋だと家屋番号になるのかな。こういったものがキーになって法務局との突合というか、やり取りをするようになると思うのですが、ここで市から提供する情報として、例えば本人の住所だとか、あるいは例えば相続代理人とかそういった情報を税のほうで持っているのだと思うのですけれど、そういった情報は提供しない、あくまでもキー、先ほど言ったキーの中での突合だけになるのか。要するにこういったキーを元にした価格だけを通知するものなのかというのをお聞きしたいと思います。

○星野課長 2点ほどいただいたかと思いますが、まず、登記所と繋がる市からの情報を出す理由でございしますが、固定資産税におけます土地や家屋の価格につきましては、法務局としては、登録免許税というのがあります。この登録免許税の課税標準の算定の基礎となるため、情報提供をしているところがございます。また、このオンライン提供して出す部分でございしますが、諮問書の27ページのオンライン外部提供する保有個人情報の項目・範囲のところでございますが、こちらの中に所有者氏名の中に含まれているという認識を持っているのですけれども、いわゆる未登記家屋、未登記な土地というのがございまして、例えば、元々の土地の所有者の方という方がお亡くなりになると相続の対象になってきます。相続の対象になってきて、例えば、お子さんがお2人いて、お孫さんがまた2人ずついると、6人ぐらいの相続の話になってきていて、そこがうまく相続がさくっと決まりますと、それが相続の方が登記をして決まるのですけれども、それが例えば相続する方がすごく多かったり、家族間での揉め事があると、登記できないような状況になっている部分がございます。そういった時に、誰に課税をしたらいいのか、誰に登記所から連絡をしたらいいのかというところで、未登記であっても、その法定相続人という相続人に対しての情報とかは、出したりはする形になってきます。足りていますでしょうか。

○会長 わかりました。そうすると情報としては、物件の所在地と住所が全然違う、また今の相続代表人とか、そういった情報も提供していると。それは価格と関係ないですね。

○星野課長 価格とは関係のない部分もございます。いわゆる価格とかを出すのは、先ほど申し上げ

たことから出したりするのですけど。

○会長 いや、ごめんなさい、登録免許税と関係ないか、関係あるのか。その辺よくわからないのですが、そうすると提供する情報としては、そういった所有者の住所なり、その自治体の納税義務者として指定している方の情報も提供しているということ。

○星野課長 そうですね、土地を分割したりですとか、名義が変わったりですとか、用途が変わったりすると、土地の価格とかも毎回のようになってしまう部分がございますので、そういったものは例えば種目が変わった場合は、土地をキーにして情報提供しますし、所有者が変わった場合は住所をキーにして、この人からこの人になりましたとか、あとは土地の保有者が農地に転用したりとか、いろいろな情報が変わると、変わる以外の部分をキーにして、情報提供したりするような形になっていて、受け手側は変更を随時塗り替えていく。市においても所有者が変わったりとか、そういったものは随時塗り替えていくというような形で、その1月1日現在の所有者に一斉に課税をするために、1年を通してそういう情報のやり取りをして、課税を迎えているところが当市においてもあるところがございます。

○会長 わかりました。そうするとごめんなさい一人じゃべっているのですけど、あの評価替えは3年に一度ですよね。そうすると、今、新たに評価をしなければならない事象のあるものについては、その部分を評価して価格を通知するけども、何ら変更のないものは3年間通知しないという考え方でいいですか。

○星野課長 そうですね。基本的には会長がおっしゃるとおり、土地の価格というのは3年に1回評価替えとあって、評価を行い、課税を行ったりします。ただし持ち主が変わったりですとか、1個の畑を2つに分けたりとか、用途、畑から宅地に変えたりとか、そういった情報に変更があると、そのやりとりをさせていただくというものになります。また、土地は、基本的に3年に1回変えるところがございますが、土地価格が何らかの事由によって大幅に下落をしたりする場合がございますと、基本的には3年に1回なのですけど、その大幅な下落になった場合には、固定資産税の納付者にとっては不利な状況になりますことから、それを変更する措置を、価格の上昇については変えないのですけれども、大幅な下落については、価格の再決定をし直したりする部分がございます。そういった情報もお出しする形にはなりません。

○会長 はい、わかりました。すみません、私も一人でわかっていない。

○委員 今のやり取りを聞いていて、疑問に思ったところなのですけど、登記所で登録免許税の課税をする場合は、多分登記事項の変更とかの申請をした時だと思うのですけど、その登記事項の変更の申請をした時は、多分住所変更する場合は、住民票とかは申請者のほうで用意するので、だから住所とかを市が提供することは、どういった必要性があるのかなというところ。

○星野課長 はい、そうすると紐づくキーになるために住所とかの場合、この人の価格はこれですよというのを送るといったイメージになります。つまりこの人の情報くれといったときに、相手方のキーが住所とお名前とそれからうちの情報も住所とお名前とキーによって情報を得ることによって、結びつくようなイメージ。

○委員 それは地番と家屋番号ではなくって。

○**星野課長** これが全部の情報が全部行くというわけではなくて、必要な用途に応じて、その必要なものが行くようなイメージです。こちらが一件に対してこれが全部行くわけではなくて、今まで紙だった時には、要は評価証明書というものが、紙を渡すというイメージなのですが、データのところに関しては、一件について必要な情報があれば、必要な情報を渡す。この諮問書に書かせていただいた全部の情報が、毎回全部の情報が行くというわけではなくて、必要に応じた情報が行く。ただ諮問書の中では、それを複数ある場合が想定されますので、それを網羅的に書かせていただいているというイメージです。

○**委員** ありがとうございます。

○**委員** 1点だけ、確認ということによろしいでしょうか。逆の情報提供、つまり登記所からくる情報というのは、当然1月1日の持ち主の部分にかかって、非常に有効な部分だと思うのですが、ちょっと時間がかかった理由というのは、やっぱりこちらの整備の関係だったのでしょうか。こういう電子データのやりとりを見ると、令和2年1月ということだったので、本来だったら令和2年度の賦課徴収に向こうから行っていた部分も活用できる、オンライン結合ができたのですが、ここは特に理由はあるのでしょうか。特に準備期間が必要だったとか。

○**星野課長** まずは、オンライン結合による情報提供が確におっしゃるとおり、結構前から来ていた部分がございます。ただ、登記所から求めている情報というのは、基準の土地に対して変更があったらくださいねというような話になっているので、そんなに件数はなかったのです。なので、いわゆる紙対応でも十分対応できたものなのです。法律上の規定では、変わったら全部出せという法律上の規定なのですが、実際は登記所としても、そんな全部のものを紙でもらっても処理できないので、必要な部分をこれとこれとピックアップして出してくださいというような感じで、それで実際は、ほかの自治体もそうなのですが、紙で渡している部分がございます。それが今後、紙媒体をなくすという動きになってきたことから、紙媒体ではないから全部くださいということになってきたことから、対応を変更するような流れとなってきたのは、うちだけではなくて、他市においても同じような流れになってきたところがございます。

○**委員** 令和2年1月からはこういった受け渡しができただけでも、方向性がある程度しっかりして、こちらの準備も、そういうつまりLGWANを通じた形でデータを取り込むメリットが出てきたと。そういうことですね。つまりアップロードとダウンロードは、当然お互いが意味がなければできないので、あと登録免許税については、登記をしてから要するに持ち主がはっきりして、それで1月1日以降であれば、こちらとしては課税ができる、課税できない部分も含んで言えば、それは過ぎてしまえば、要するにあまり以前は関係なかったと。今回は少しお尻を叩かれた部分もお互いあって、そういう形でこれをするということによって理解してよろしいですか。はい、ありがとうございました。

○**会長** ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。それではこの辺で審議会の意見をまとめさせていただきたいと思います。諮問3「固定資産税・都市計画税の賦課事務における土地及び家屋の価格通知のオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認したいと思います。ありがとうございます。

○**委員一同** 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。ご苦労様でした、ありがとうございました。

諮問4

○会長 次に、諮問4「医療費通知の交付について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○岩野課長 着座にて失礼します。保険年金課長の岩野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。諮問4の「医療費通知の交付」につきましては、諮問資料の29ページ、補足資料で申し上げますと17ページお開きいただいた上で、ご説明申し上げます。主に補足資料17ページに基づきまして説明させていただきますが、この医療費通知につきましては、個人情報保護の観点から、原則本人にしか提供できないものでございます。ただ本人が逝去された場合に、遺族等の事情を考慮いたしまして、本人以外の遺族等に情報を提供することにつきまして、今回の諮問させていただくことでございます。

(1) 現在の対応でございますが、一枚おめくりいただいた補足資料の19、20ページに、医療費通知のひな型を添付してございますので、こちらをご参照いただきながら現在の対応を説明させていただきます。この医療費通知につきましては、市の国民健康保険の加入者に向けて医療費の総額等を通知することによりまして、国民健康保険の加入者の健康と医療に対する認識を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に実施しております。また、確定申告におけます医療費控除の申告手続きが改正されまして、平成30年1月1日から医療費控除におきまして、この医療費通知を活用することができるように、その活用の範囲が広がっております。当市におきましては、東京都国民健康保険団体連合会にこの医療費通知の作成を委託して、国民健康保険の加入者に送付してございます。(2) 医療費通知の交付についてでございます。現状では本人逝去後、遺族等が故人の医療費控除を行おうとした場合に、故人が事前に医療費に関する領収書やこの医療費通知を用意していない場合、つまり故人が紛失や処分してしまっている場合です。この場合、遺族等が申告のために領収書や医療費通知を改めて再入手することが難しい状態になります。(3) 今後の対応についてでございますが、こうした経緯を踏まえまして、故人の申告等で利用するため、医療費通知の交付申請があった際には、その遺族等の事情を鑑みまして、必要と判断した場合、本人以外となります遺族等に対しましても、交付するよう取り扱いを拡大いたしまして、市民サービスの向上に資するものとして考えてございます。以上、医療費通知の交付につきまして、皆様方のご意見賜りますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等ございましたらお願いします。

○委員 今までこういう遺族からの申し出というのはどれくらい過去にあったのかということと、今回ここでそれを改めてできるようにするという今回のこのタイミングというのは、何か意味があるのかということ、2つ聞きたいです。

○岩野課長 決して件数としては多くございませんでした。記憶にある限り過去2、3年の間に1回2回、あるかないか程度でした。ただ、その1回2回あるかないか程度ではあるのですけれども、そ

の時に遺族の方におかれまます不利益、故人の不利益に当たるものかと思いますが、そうしたところで医療費通知の交付に関する手続きを簡易化というか、対象の幅を拡大することによって、市民サービス向上に資するものになるようにと判断できましたので、今般、諮問させていただいた次第でございます。

○委員 このタイミングは、市独自でそういうことにしたということ。

○岩野課長 はい、お見込みのとおりです。

○委員 1点確認いいですか。これについてはそうすると被相続人のいわゆる準確定申告も使えるし、あるいは私が例えば同居しているということで医療費控除を受けると。実際は領収書がなくて、それで相続人の確定申告、医療費控除に両方とも使えるとこういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○岩野課長 そういった目的ですね、なぜ必要なのかという目的を書面で提出していただきまして、それをこちらで審査して、必要と認めた場合に、故人の医療費通知を交付してさせていただくとそういう趣旨でございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 今までは、その再交付を請求されたときにどうされていたのかということと、あと遺族等とあるのですが、その範囲というのは明確にされているのかどうなのかというところをお聞かせいただければと思います。

○岩野課長 これまでどうしていたかというご質問に関しましては、回数自体、これまでにお求めの頻度というのは決して多くございませんでしたので、これまでの決まりにならうというか、制度にならって、ご本人様以外からの医療費通知の交付というのは致しかねますということで、医療費通知の交付自体は出来ておりませんでした。なのでこちらとしては、そういった対応で説明させていただいておりました。医療費等のいわゆる等の部分。

○委員 遺族等です。

○岩野課長 失礼しました、遺族等の部分がどういったことになるかということ、例えば想定しておりますのが、相続財産管理人ですとか、もしくは成年後見人につきましては、ご家族の方以外、司法書士とか弁護士の方がなる場合がございます。そういった第三者機関の方からの交付申請というのは想定しております。ただ、その等の部分が具体的にどういったところを規定しているかということまでは、具体的には明示をしておりませんので、その方々の、つまり申請された方とその故人の方の関係というのを確認させていただいた上で、その関係性に妥当性があれば、交付には繋がると考えてございます。

○委員 ある程度そこは広めに考えているということなのですか。

○岩野課長 そうですね、その関係性に妥当性があれば、引き受けられるかと考えております。

○委員 請求の必要性があつて。

○岩野課長 そうですね。

○委員 わかりました、ありがとうございます。

○委員 これは確定申告を前提にした制度なのかなと理解したのですけれども、例えばご本人にしかこれ通知しないということですが、基本的にたぶん皆さん病院にかかれば、国民健康保険の方で

すけれど、しかるべきタイミングでこういったものが送られてきているのではないかと思うのですが、これもし年の途中で亡くなられた場合は、もう毎年は来ていたものがそれは来ないことになるのですか。

○岩野課長 はい、ご本人様がお亡くなりになられた場合は、ご本人様宛、世帯単位で送っているのですが、その世帯に対しての送付というのは、故人のはなくなります。

○委員 ということはその方の確定申告なりする場合には、これをやって取るというのが必須になる。

○岩野課長 お見込みのとおりです。

○委員 わかりました。

○会長 それではこの辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問4「医療費通知の交付について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありがとうございました。

○岩野課長 ありがとうございます。失礼いたします。

5 審議会への報告

○会長 引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」を、一括して事務局から説明を求めます。

○嶋田課長 それでは報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。資料37ページをお開きいただきたいと存じます。本日の報告事項は（1）個人情報取扱事務の開始・変更・廃止についてであります。

39ページをお開きください。ここで1点資料の訂正をお願いいたします。産業振興課の事務の2項目、「東大和市企業等応援金事務」の種別が「新規」となっておりますが、正しくは「開始」でありますので、大変申し訳ございませんが訂正のほどお願い申し上げます。

説明に戻らせていただきます。39ページから40ページにかけて一覧表でお示ししておりますが、今回10の課におきまして、個人情報取扱事務の開始2件、変更5件、廃止が11件、計18件の届出がありました。それでは資料に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

41ページをお開きください。事務担当課は企画課、事務の名称は「東大和市第6次行政改革大綱策定事務」、個人情報取扱事務の開始であります。行革大綱の策定に当たり、パブリックコメントを実施することから、個人情報取扱事務の開始を届け出るものであります。43ページをお開きください。産業振興課で「東大和市中企業者等応援成金事務」の廃止であります。当事業が令和3年3月31日で終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。44ページをお開きください。同じく産業振興課で「東大和市企業等応援金事務」、個人情報取扱事務の開始であります。新型コロナウイルス感染拡大により、コロナ関連融資を受けた市内の中小企業者や個人事業主等に応援金を交付し、企業等の事業の下支えを行い活性化を促すため、事務を開始するものであります。なお、先ほど事務の廃止のご説明をしました「東大和市中企業者等応援成金事務」との相違点であります。前回

はコロナ関連融資を受けていることと、店舗等の事業所が賃貸物件であること、という2つの要件がありました。今回の応援金では、店舗等事業所が賃貸物件という要件を外したことから、応援金の対象となる事業者が大幅に拡大することとなります。46ページをお開きください。地域振興課で「男女共同参画推進計画策定事務」の廃止であります。パブリックコメントに係る事務の終了及び計画を策定したことに伴い、令和3年3月31日付けで事務の廃止を届け出るものであります。パブリックコメントにつきましては、令和2年12月4日から令和3年1月4日まで実施され、お一人から4件の意見提出がありました。47ページをご覧ください。子育て支援課で「女性、母子及び父子福祉資金貸付事務」の変更であります。高等教育の修学支援新制度による支援と重複した貸付決定ができないことから、東京都から新制度による支援内容と金額の情報を得ることに伴う変更であります。11欄及び15欄の囲み部分に変更点となっております。49ページをお開きください。子育て支援課で「子どもショートステイ事業」の変更であります。一時的に児童を養育・保護する際に、新たに児童養護施設れんげ学園で施設型ショートステイを開始することに伴う変更であります。6欄、8欄、11欄及び15欄の囲み部分に変更点であります。51ページをお開きください。保育課で「緊急一時保育事業」の変更であります。市内民間保育園について、本事業を市の委託により実施してきましたが、東京都の補助制度に合致させるため、令和3年4月から保育園の事業と位置付けたことに伴う変更であります。13欄及び15欄の囲み分に変更点であります。53ページをお開きください。福祉推進課で「地域福祉計画策定事務」の廃止であります。計画を策定したことに伴い、令和3年3月31日付けで事務の廃止を届け出るものであります。54ページをお開きください。高齢介護課で「介護保険給付」の変更であります。医療及び介護の利用者の負担を軽減する措置として、高額医療・高額介護合算療養費制度がありますが、東大和市の介護保険被保険者が転出した場合において、転出先の医療保険の担当部署より、転出前の東大和市の介護サービス費及び高額介護サービス費の情報の照会を求められた場合、従前は、紙媒体による情報提供を行ってまいりましたが、このたび東京都後期高齢者医療広域連合においてシステムの対応が完了したため、情報連携により照会・提供が可能となりました。このことから、東大和市の介護保険被保険者であった方の介護サービス費及び高額介護サービス費の情報について、転出先の自治体に対して情報連携による情報提供を行うため、個人情報取扱事務の届出事項における特定個人情報の主な収集元、特定個人情報の提供先のそれぞれに他の官公庁(他自治体)を加える変更となっております。56ページをお開きください。「高齢者自立支援日常生活用具給付事業」、57ページ、「家具転倒防止器具取付事業」、58ページ、「老人性白内障眼鏡等購入費助成事業」、59ページ、「高齢者住宅改修給付事業」、60ページ、「金婚祝状の贈呈事務」、以上5件はいずれも高齢介護課所管で、令和3年3月31日付けで事業を終了したため、事務の廃止を届け出るものであります。61ページをお開きください。障害福祉課で「家具転倒防止器具取付事業」の廃止であります。令和3年3月31日付けで事業を終了したため、事務の廃止を届け出るものであります。62ページをお開きください。健康課で「第二次健康増進計画・自殺対策計画策定事務」の廃止であります。計画を策定したことに伴い、令和3年3月31日付けで事務の廃止を届け出るものであります。63

ページをご覧ください。健康課で「東大和市健幸都市宣言制定事務」の廃止であります。宣言を制定したことに伴い、令和3年3月31日付けで、事務の廃止を届け出るものであります。64ページをお開きください。教育指導課で「GIGA スクール運用事業」の変更であります。児童生徒がインターネットクラウドサービス上で、出欠席連絡を行う際、健康状態を収集すること及び同サービス上に児童生徒の活動写真を保存等することに伴う変更であります。8欄及び15欄の囲み部分が変更点であります。

報告は以上でございますが、令和2年度最後の審議会におきまして、諮問をし、ご承認をいただきました「住民基本台帳情報の目的外利用・提供について」に関しまして、今回の審議会資料とともに「住民基本台帳法第1条を法的根拠とする目的外利用・提供の範囲」という形でまとめたものを送付させていただきましたので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。以上で、私からの報告・説明を終了させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。報告が終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 44ページのコロナ関連融資の前の条件がなくなったってことなのですか。

○嶋田課長 ただいまのご質問ですけれど、44ページの産業振興課の新しい届出の開始ということ。担当課から聞いておりますのは、その前のページの廃止になった部分の応援金と、今の44ページのご質問、新たに始まった部分のことですけれど、先ほどご説明で触れたのですが、廃止にした部分、終わった部分については、融資を受けていることと、店舗とか事業所が賃貸物件という2つの条件がないと応援金の対象にならない。けども、今回新たに4月から始める部分というのは、賃貸物件でなくてはいけないという条件を外れたので、コロナ関連融資を受けているという条件は残るのですが、賃貸物件という条件が外れたので対象になる方がだいぶ広がる、そういう説明のしかたを受けております。

○委員 これは何年度。去年度。

○嶋田課長 開始の届出で言いますと、5月10日からとなっております。

○委員 いつまでの期間をするのですか。例えば1か月とか、10月から11月と10月と11月の差が5%ですよね。その期間はいつを設定しているのですか。

○嶋田課長 すみません。細かいところの情報までは私のほうではつかんでいないので、もし差し支えなければ、次回の審議会概要を報告できるような資料をご用意させていただくとこともできます。そのほうがよろしいでしょうか。

○委員 もう事業は始まっているわけですよね。

○嶋田課長 そうですね。

○委員 ということは、インターネットとかで検索すればこの事業の内容はでてくる。

○嶋田課長 そうですね。今日は12日なのでもう始まっているということです。ですので、すぐ資料は出てくると思うのですけれど。

○委員 確か去年は申請期間がすごく短くて、伝えたのですけれど、それが1回終わっているということは、ある意味2回目というような、前もらった人がもらえないという類のものではなくて、もう1回もらえるという理解でよろしいですか。

○嶋田課長　そういう理解でよろしいかと思えます。その辺りのところを、委員からもご指摘がありましたように5月10日から事業が始まっていることなので、何らかの手法でお調べいただけることもできるのかなと思っております。

○委員　このお知らせというのは市報に載せるわけですか。

○嶋田課長　市報等にも当然そういう形で載ると思えます。例えば、商工会ですとかそういったところからの周知等もあるのではないかなと、これは私の類推ですけれども。

○委員　前回は市報に載っていましたよ。

○会長　よろしいですか。ほかにございますでしょうか。特にないようでございます。

6 閉会

○会長　それではこれもちまして本日の個人情報審議会を閉会したいと思います。長時間にわたりご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項等があればお願いします。

○嶋田課長　本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会は、皆さまからのご意見を頂戴いたしまして、8月11日（水）午前10時から、こちら同じ会議棟1階、第1・2会議室にて行いたいと思っております。ありがとうございました。次回のご審議もよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員一同　どうもありがとうございました。